

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	特別障害者手当等の支給に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、特別障害者手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野県松本市

## 公表日

令和4年4月28日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	特別障害者手当等の支給に関する事務
事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき一定の条件を満たした受給資格者に特別障害者手当等の支給を行う。また、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定により福祉手当(経過的)の支給を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  認定請求の受理、認定及び認定結果の通知(特別障害者手当のみ) 氏名、住所変更届の受理及び内容確認 資格喪失届の受理及び資格喪失通知書の交付 所得状況届の受理、審査及び審査結果の通知
システムの名称	障がい者福祉システム 福祉系宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当情報ファイル、福祉手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の47の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二 19、26、56の2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第44条  (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二 67、68、85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第38条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部障がい福祉課
所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部障がい福祉課 (〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3212)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課 (〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3212)

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月20日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務システムの名称	障害者福祉システム 福祉系宛名システム 中間サーバー	障がい者福祉システム 福祉系宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	事後	追加
平成31年2月20日	関連情報 5.評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	障害福祉課長 青木 宏元	障害福祉課長	事後	
平成31年2月20日	しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年3月31日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	リスク対策			事後	追加
令和3年1月29日	しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年3月22日	しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	関連情報 5.評価実施機関における担当部署 部署 所属長の役職名	部署 健康福祉部障害福祉課 所属長の役職名 障害福祉課長	部署 健康福祉部障がい福祉課 所属長の役職名 障がい福祉課長	事後	組織名称変更による修正
令和4年4月1日	関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障がい福祉課	事後	組織名称変更による修正
令和4年4月1日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障がい福祉課	事後	組織名称変更による修正